



※1つでも気になることがあればご参加ください！

会 員 各 位

## 働き方改革法で何が変わる？ 「中小企業のための働き方改革」(講習会)

～働き方改革は負担だらけ？やり方次第で大きなメリットにもつながられる可能性もあります～

会員の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成30年6月に働き方改革関連法が成立し、本年4月から施行されます。

「働き方改革」は、「生産性向上」に向けた取り組み又は「人手不足への対応」と併せて、中小企業でも早急に対応しなければならない大きな課題となっています。

本研修会では、働き方改革関連法の概要・ポイントと共に中小企業がより具体的に活用できる対応策について、具体的事例を提示しながら、わかり易く説明いたします。是非この機会にご参加ください。

なお、今回の研修会は、青年中央会との共催としております。働き方改革は将来に向け企業を存続させる上で必要な取り組みです。各組合等の次世代を担う後継者、青年経営者の方々もお誘い頂き、多くのご参加を重ねてお願い致します。

平成31年1月11日

山梨県中小企業団体中央会  
山梨県中小企業団体青年中央会

- 日 時 平成31年2月19日(火) 13:30～15:30
- 場 所 ホテルクラウンパレス甲府 2F 鳳凰 (甲府市朝気 1-2-1)
- 講 師 総務サポート社労士事務所 代表 田中 和博 (特定社会保険労務士) 氏
- ▶ 中小企業にとっての働き方改革とは・・・
  - ▶ 中小企業における働き方改革の課題
  - ▶ 中小企業の働き方への具体的な対応策 等
- 参加費 無 料 (定員50名)
- 申込み 別紙「出欠席連絡票」から FAX にて申込みをお願い致します。  
〆切 2月8日(金)



【お問い合わせ先】山梨県中小企業団体中央会  
連携組織課 鈴木 (TEL055-237-3215)

**FAX : 055-237-3216** 中央会 連携組織課 あて (送付状不要)

申込み締め切り 2月8日(金)

## 「中小企業のための働き方改革」研修会 出欠席連絡票

会員・団体名 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

◆2/19 開催の研修会 に

**出席 欠席**



※どちらかに○印をつけてください。

※お手数ですが、確認の都合上、欠席の場合も返信をお願いします。

	役 職	氏 名
1		
2		
3		

【お問い合わせ先】

山梨県中小企業団体中央会

連携組織課 鈴木 (TEL 055-237-3215)